

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 深浦町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
858	3,883	239	4,981

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	備考
一般会計	7,110	6,973	138	130	2	13,252	0	
サンランド白神振興事業特別会計	0	126	△ 126	△ 126	0	0	0	
一般会計等	7,110	7,099	11	4		13,252	0	実質赤字額

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

⑤(=-②)
※②が負数の場合のみ

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
深浦地区簡易水道事業特別会計	396	390	6	6	26	3,099	672	
岩崎地区簡易水道事業特別会計	102	101	1	1	14	630	137	
下水道事業特別会計	533	528	5	5	99	1,212	1,192	
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	1,708	1,669	40	40	166	0	0	
国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	128	125	3	3	22	22	2	
老人保健事業特別会計	134	103	31	31	5	0	0	
後期高齢者医療特別会計	194	192	2	2	142	0	0	
介護保険特別会計	1,153	1,083	70	70	183	0	0	
訪問看護ステーション特別会計	32	20	13	13	0	0	0	
公営企業会計等 計				170		4,963	2,003	連結実質赤字額

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用している公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

⑧(=-②+⑥)
※②+⑥が負数の場合のみ

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	左のうち一般会計等負担見込額	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
青森県市町村総合事務組合	854	842	12	12	0	1	0	0	
つがる西北五広域連合	166	147	19	19	0	8	0	0	
西北五広域福祉事務組合	298	293	5	5	0	12	26	2	
青森県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	523	419	104	104	0	0	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	115,547	111,774	3,773	3,771	0	596	0	0	
西海岸衛生処理組合	633	599	34	34	0	0	1,827	336	
鱈ヶ沢地区消防事務組合	624	618	5	5	0	26	0	0	
青森県市町村職員退職手当組合	16,185	16,184	1	1	0	3,020	0	0	
青森県交通災害共済組合	223	208	15	15	0	0	0	0	
一部事務組合等 計				3,966	0		1,853	338	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
新深浦町漁業協同組合	30	145	0	0	0	0	164	16	
株式会社ふかうら開発	△ 30	△ 12	66	0	0	0	0	0	
しらかみ十二湖株式会社	2	△ 75	42	0	0	0	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			108	0	0	0	164	16	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算A	平成20年度 決算B	差引 B-A
財政調整基金	0	0	0
減債基金	0	0	0
その他充当可能基金	303	345	42
充当可能基金計	303	346	43

⑫

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

(単位:%(財政力指数を除く))

財政指標名	平成19年度 決算A	平成20年度 決算B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算A	平成20年度 決算B	差引 B-A
実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	△ 4.11	0.07	4.18	△ 15.00	△ 20.00	深浦地区簡易水道事業特別会計	5.8	2.7	△ 3.1
連結実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	0.03	3.48	3.45	△ 20.00	△ 40.00	岩崎地区簡易水道事業特別会計	3.3	2.0	△ 1.3
実質公債費比率	25.4	23.7	△ 1.7	25.0	35.0	下水道事業特別会計	6.0	28.2	22.2
将来負担比率	191.9	165.7	△ 26.2	350.0					
財政力指数	0.17	0.17	0.00						
経常収支比率	98.5	95.4	△ 3.1						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
 3. 「資金不足比率」について、事業の規模が零となる場合には、「※」で表示している。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。

【参考】健全化判断比率(実質公債費比率を除く)の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額 ⑤}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 ⑧}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 ⑬} - \text{充当可能財源等 ⑭}}{\text{標準財政規模 ①} - \text{算入公債費等の額 ⑮}}$$

$$\begin{aligned} \text{・将来負担額} &= \text{③} + \text{④} + \text{⑦} + \text{退職手当負担見込額} + \text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪} + \text{公的信用保証等に係る損失補償見込額} && \text{(百万円)} \\ &= 1,579 \text{ (百万円)} + 0 \text{ (百万円)} && \text{17,189} \\ &&& \text{⑬} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{・充当可能財源} &= \text{充当可能基金 ⑫} + \text{充当可能特定歳入} + \text{基準財政需要額算入見込額} && \text{(百万円)} \\ &= 43 \text{ (百万円)} + 10,714 \text{ (百万円)} && \text{11,103} \\ &&& \text{⑭} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{・算入公債費等の額} &= 1,308 \text{ (百万円)} \\ &&& \text{⑮} \end{aligned}$$

7 健全化判断比率等の分析及び今後の対応方針

(1) 健全化判断比率等の分析

	比率	分 析 欄
①実質赤字比率	-	普通会計が黒字決算であり、実質赤字比率は該当しない。平成19年度決算までは、大型観光施設整備及び一次産業振興のための施設整備に要した公債費負担のピークと、三位一体改革に伴う地方交付税の削減が同時期に重なったことにより、急激な財源不足に陥り実質赤字を生じていた。平成20年度決算においては、行政改革大綱及び集中改革プランに基づく大胆な財政健全化策の実施が着実に効果をあげたこと並びに地方財政対策による地方交付税の増額により、平成21年度決算での赤字解消目標を1年短縮し、黒字決算となった。今後再度赤字決算に転じないように引き続き財政健全化策に取り組んでいく。
②連結実質赤字比率	-	公営事業会計を含む全会計が黒字決算であり、連結実質赤字比率は該当しない。全会計が黒字決算となっているものの、公営事業会計においては一般会計からの適正な繰入れを含めた歳入確保に努めるとともに、経費節減を進め、引き続き財政健全化策に取り組んでいく。
③実質公債費比率	23.7%	実質公債費比率は、早期健全化基準(25.0%)を1.3ポイント下回っている。平成19年度決算においては、25.4%と早期健全化基準を上回っていたが、公債費の実質的なピークが平成17年度であり減少傾向にあることに加え、平成19年度に61,600千円の繰上償還を実施した効果により、平成20年度決算においては早期健全化基準を下回ることとなった。早期健全化基準を下回ったものの未だ高水準であることから、平成20年度において50,530千円の繰上償還を実施し、平成21年度においても繰上償還の実施を予定しており、今後も実質公債費比率の改善に取り組む。
④将来負担比率	165.7%	将来負担比率は、早期健全化基準(350.0%)を下回っているものの、普通会計の地方債残高が将来負担比率を引き上げる最大の要因となっている。そのピークは平成15年度の162億円で、平成20年度では133億円まで減少している。平成20年度決算においては、新たな借金が9.4億円であったのに対し、元金償還が17.7億円と起債残高が1年間で8.3億円減少した。今後とも元金ベースのプライマリーバランス黒字を継続していくことで、将来負担比率をはじめ、実質公債費比率の改善に取り組む。
⑤資金不足比率		
深浦地区簡易水道事業	-	資金不足は生じていないが、公債費負担のピークが平成25年度と見込まれることから、新規事業の見直しを行うとともに、一層の経営健全化策に取り組む。
岩崎地区簡易水道事業	-	資金不足は生じておらず、新たな施設整備計画もない。施設の適正な維持管理に努めるとともに、引き続き経営健全化策に取り組む。
下水道事業	-	一般会計からの適正な繰入等により資金不足は生じていない。公債費負担のピークが平成21年度でその後減少していく。施設整備については、合併浄化槽の設置推進を基本とし、集合排水施設整備については将来負担を踏まえながら実施していく。また、公営企業会計の経営安定化に引き続き取り組む。

(注)1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は、赤字がある場合に比率を正数で表示し、黒字の場合は「-」と表示している。

2 「④将来負担比率」及び「⑤資金不足比率」は、将来負担額又は資金不足額がない場合は「-」と表示している。

(2) 今後の対応方針

黒字決算の継続並びに実質公債費比率の更なる改善を目指し、引き続き財政健全化策を進める。平成19年度まで続いてきた普通会計の赤字解消が前年度時点の見込みより1年短縮され、財政健全化策の継続により今後も黒字決算が見込まれている。実質公債費比率については平成20年度決算において早期健全化基準を下回り、平成25年度には18%を下回るものと試算している。また、退職者不補充あるいは採用抑制による人員削減に対応するため組織の再編に取り組むとともに、庁内の事務改善を進める。財政状況については、地域住民に対する積極的な情報開示に努める。